# 障がいを理由とする差別の解消を目的とする条例案について

福岡市障がいを理由とする差別をなくし障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例案

### 〇 経緯

- H28.4 障害者差別解消法施行
- H28.7 福岡市保健福祉審議会へ諮問(条例案に盛り込む内容について)
- H28.8~H29.3 福岡市障がいを理由とする差別を解消するための条例検討会議(全8回)
  - ※有識者4名, 当事者6名, 事業者3名, 市民等5名
- H29.9~11 福岡市保健福祉審議会障がい者保健福祉専門分科会(全2回)
- H29.12 福岡市議会(第2委員会)報告
- H30.1~2 パブリック・コメント
- H30.2 福岡市障がい者差別解消条例案タウンミーティング
- H30.4 福岡市保健福祉審議会障がい者保健福祉専門分科会



### 〇 条例の基本的な考え方

- 1 障がいを理由として**不当な差別的取扱いを行うことは重大な人権侵害**であること
- 2 障がい者との交流を通じた相互理解を深めること
- 3 障がい者への**合理的配慮の考え方を広く事業者や市民に啓発することが重要**であること
- 4 差別をする側とされる側とに分けた対立構造とするのでなく、相互の立場を踏まえた**建設的な対話を行うことが重要** であり、それを踏まえた**相談体制を構築**すること
- 5 差別に関する紛争が発生してしまった場合に備えて,実効性のある紛争解決手段を構築すること

#### ※合理的配慮とは

障がい者が日常生活等で受ける様々な制限の原因となるもの(社会的障壁)を除去するため,特定の障がい者に対して個別の状況に応じて 講じられる措置のこと。(例)筆談,読み上げ,車いすの乗降介助

# 〇 規定の概要

# 【基本理念】(第6条関係)

- ・すべての障がい者が,基本的人権を享有する個人としてその尊厳を重 んぜられ,その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。
- ・何人も,障がいを理由とする差別により障がい者の権利利益を侵害してはならないこと。
- ・合理的配慮を行うことが促進される必要があること。
- ・何人も、障がい者との**交流を通じて理解**を深めていくこと。
- ・**建設的な対話**を行うことにより紛争を解決することを基本とすること。 等

# 【責務・役割】(第3条~第5条関係)

- ・市:障がいや障がい者等に対する**理解の促進**を図り,差別解消**施** 策を実施
- ・事業者:差別解消の**取組みを積極的に行い**,市の**施策に協力**するよう努める
- ・市民:差別をなくし,**共に生きる社会の構築に寄与**するよう努める

# 【不当な差別的取扱いと合理的配慮の不提供の禁止】 (第7条・第8条関係)

- ・市及び事業者は、不当な差別的取扱いをしてはならない
- ・市は、合理的配慮をしなければならない
- ・事業者は、合理的配慮をするように努めなければならない

# 【市の基本的な施策】(第9条~第13条関係)

- ・障がいや障がい者等の理解を深めるための啓発活動等の実施
- ・障がい者と障がい者でない者の**交流の推進**に必要な施策の実施
- ・差別の解消に関する施策を実施するための必要な財政上の措置 等

# 【相談体制】(第11条・第14条関係)

- ・「身近さ」と「専門性」が両立するような相談体制を整備
- ・障がい者本人だけでなく, **家族や関係者, 事業者の側からも相談 が可能**

### 【指導・紛争解決体制】(第15条~第31条関係)

- ・市による指導・助言等の実施
- ・附属機関の設置
  - <福岡市障がい者差別解消推進会議> 差別解消に関する施策の調査審議,市が指導・助言を行うべきか 否かの意見等
  - <福岡市障がい者差別解消審査会> 市が勧告を行うべきか否かの意見
- ※ なお, 附則で「3年後の条例の見直しの規定」を置いており, 社会に おける合理的配慮の浸透の状況等を踏まえ, 規定の見直しを検討して いく予定